奄美群島における軽石の大量漂着について (第8報)

標記に係る11月9日時点の漂着状況及び関係課等の対応状況等について、下記のとおり取りまとめましたので、報告します。(下線が第7報からの変更箇所)

1 市町村別の軽石の漂着状況・漁船の被害状況 [()内は原状回復済み]

	港湾		漁港			海岸	農地海岸		合計	前回から	漁船
	県	市町村	県	市町村	未指定		県	市町村		の増減数	被害
喜界町	1	1	1(1)			2	4		9(1)		7
奄美市	<u>1</u>	6 <u>(0)</u>	2(2)	3 (3)	<u>3</u>	6(1)	3	2	<u>26</u> (6)	2	<u>6</u>
龍郷町		2(1)				1			3(1)		2
大和村		1				3		1	5		
宇検村						1	1		2		
瀬戸内町	1	2 <u>(0)</u>				6	2	1	12 <u>(0)</u>	(▲1)	<u>3</u>
徳之島町	1	1			2	<u>8</u>	2		<u>14</u>	2	1
伊仙町		<u>1(1)</u>				1			<u>2(1)</u>	1(1)	
天城町						1			1		<u>1</u>
和泊町	1	1		1		2		1	6		<u>1</u>
知名町			<u>1</u>	1		1			<u>3</u>	1	<u>1</u>
与論町	1	1(1)		2(2)		1	1	3	9(3)		3
合 計	<u>6</u>	<u>16(3)</u>	<u>4</u> (3)	7 <u>(5)</u>	<u>5</u>	<u>33</u> (1)	13	8	<u>92</u> (12)	6	<u>25</u>
増加数	1	1(12)	1	(2)	1	2			6	_	<u>13</u>

[※] 港湾(市町村)の現状回復の減少<u>(▲2件)</u>は、<u>時化等により再度、漂着した3箇</u> 所(▲3件)と原状回復1箇所(1件)が相殺されたもの

2 関係各部の対応状況等

(1) 土木部

〇港湾空港課

- ・10月26日に与論港(茶花地区)への大量漂着を確認。国交省に災害応急(査定前着手)を協議し,10月30日着手済み
- ・その他港湾については、大きな影響なし
- ・古仁屋港(生間地区)の漂着量は少量であるが、沖合にも漂流が確認されているため、「フェリーかけろま」は加計呂麻港(俵地区) (通称:瀬相)に振替運航中

〇河川課

・大島支庁が現地を確認し、撤去が必要と判断した海岸について、「海 岸漂着物等地域対策推進事業」での撤去を考えており、現在、廃 棄物リサイクル対策課を通じて国に要求を行っている。

このうち与論町内の一般公共海岸(瀬良海岸等)の軽石除去について、沖永良部事務所が業務委託の発注を準備中

(2) 商工労働水産部

〇水産振興課

漁船への被害状況(被害件数:合計25件)

・軽石が漁船の冷却用海水に混じって取り込まれ、ストレーナー (濾し器)の詰まりや、詰まりによるオーバーヒートが生じた 事例あり

※前回報告(11月1日時点)より被害報告が増加した原因として は、ソデイカ漁が11月より解禁となったこと等、出漁隻数が増え たため、被害隻数が増加

・エンジン修理は漁船保険で対応可能

漁業への被害状況

・<u>漁船漁業</u>:一部の漁業者が出漁を見合わせているとの報告あり <u>※出漁を控えた数 170隻 (11/7~11)</u> 出漁出来ないことに伴う減収については漁獲共済で 対応可能 (国)

・養殖漁業:現在,一部の養殖場に軽石が流入しているとのこと だが,それに伴う被害の報告なし。被害が発生した 場合には養殖共済で対応可能(国)

○漁港漁場課

- ・15日(金),水産庁から軽石漂着について連絡あり。 ※沖縄県から相談を受け、鹿児島県に確認 ※水産庁から災害復旧事業の対象となると連絡あり。
- ・水産庁に災害報告第1報(調査中)を行った。
- ・18日(月),大島支庁の調査報告の結果,漁港区域内の船だまり等に漂着した軽石が出漁等に支障あり。
- ・水産庁に災害応急(査定前に着手)工事協議書を提出
- ・出漁等に支障のある県管理の早町漁港(喜界町),宇宿漁港(奄美市)の2港について,県単事業の箇所指定を行った。(各100万円)

• 県管理漁港

<u>早町漁港(喜界町):撤去済み(10月19日~10月21日)</u> 宇宿漁港(奄美市):撤去済み(10月20日~10月22日)

※災害復旧事業採択基準

県管理120万円以上,市町管理60万円以上

※災害復旧事業として認められれば予算振替予定

• 市町村管理漁港

<u>小湊漁港(奄美市):撤去済み(10月27日~11月1日)</u> 茶花漁港(与論町):撤去済み(10月26日~10月27日)

(3) 農政部(農地整備課)

- ・県管理の農地海岸の内, 6海岸において「海岸漂着物等地域対策 推進事業」の追加要求中
- ・市町村管理の農地海岸の内, 4海岸において「海岸漂着物等地域 対策推進事業」を実施中(2海岸)又は, 追加要求中(2カ所)

(4) 環境林務部

〇廃棄物・リサイクル対策課

- ・10月15日(金),軽石の処理が海岸漂着物等地域対策推進事業(国庫補助率:奄美,離島9/10,地元負担分の80%には特別交付税措置あり)の対象となるか,環境省に照会
- ・18日 (月), 環境省から, 国庫補助事業の対象となる旨の回答
- ・22日(金),軽石の処理方法として,土捨て場での処理が可能なことを環境省に確認
- ・27日 (水),環境省から,補助金の追加配分の検討のため要望額の 提出依頼あり(11/2締切 → 10/29締切に変更)
- ・29日(金),環境省に現時点における補助金追加要望を提出(補助金額108百万円。奄美群島:12市町村,県:漁港漁場課,農地整備課,河川課,港湾空港課)
- ・11月1日(月),環境省に対し、補助金の確保について要望活動を 実施

- ・8日(月),環境省に現時点における補助金追加要望を提出(補助金額117百万円(10月29日時点から9百万円の増))
- ・<u>同日付で環境省から</u>,補正予算編成前の当面の対応として,当初 予算の執行留保額から41百万円の追加交付の内示があり,追加交 付額について市町村へ伝達済

〇自然保護課

・軽石除去作業<u>に係る自然公園法の許認可等の取扱いについては</u> 環境省から関係市町村に連絡済み。

(5) 総合政策部(交通政策課)

- 奄美航路:通常運航
- ・瀬戸内航路(フェリーかけろま):

10月19日以降生間港行き(第2,4,6便)に一部欠航が生じ、22日以降は第2,6便を瀬相港行きに振り替えて運航(第4便は運休)

11月5日,瀬相港への軽石漂着を確認し,第7便を欠航,6日 以降は軽石の漂着状況により条件付きで運航

・瀬戸内航路(せとなみ): 通常運航

(6) 観光・文化・スポーツ部(観光課)

- ・10月28日一般社団法人ヨロン島観光協会より、軽石が海域に打ち 寄せたことにより、ダイビングやグラスボートに一部キャンセル が出ているとの情報提供あり。
- ・11月1日一般社団法人ヨロン島観光協会からの聴き取りによると, ダイビングやグラスボートはほとんど営業ができていないとのこ と。
- ・11月8日の旅行業者や宿泊施設,航空会社への聴き取りでは,奄 美群島において,まだ,予約キャンセルなどへの大きな影響は見 られないとのこと。

3 関係機関の対応状況等

(1) 海上保安庁第十管区海上保安本部

- ・10月11日以降、航空機等による調査を行い、複数の軽石らしき物を確認した。
- ・調査結果については、航行警報、海の安全情報、AISメッセージ、ホームページにて情報提供を実施するとともに、関係機関と情報共有を図っている。

(2) 九州地方整備局

- ・鹿児島港湾・空港整備事務所 名瀬港出張所において情報収集中
- ・海洋環境整備船(回収船)による回収を検討中
- ・10月31日,11月1日,防災ヘリ「はるかぜ号」による海上調査を 実施するとともに、調査状況映像を関係機関と共有
- ・<u>11月11日</u>, 防災ヘリ「はるかぜ号」による海上調査を実施すると ともに、調査状況映像を関係機関と共有
- 11月12日, 防災ヘリ「はるかぜ号」による海上調査を実施するとともに、調査状況映像を関係機関と共有予定

(3) 九州財務局鹿児島財務事務所

- ・軽石の仮置き場等に使用可能な国有財産リストを県に提供し、県から管内の関係課、市町村へ情報提供済
- ・<u>11月4日(木)</u>喜界町に対して名瀬出張所が国有地の無償貸付を 実施(1件)

(4) 九州電力送配電(株)鹿児島支社

- ・与論町の発電所の運転状況については、取水口にネットを設置し、 適宜、設備(フィルターなど)の臨時点検を実施しており、現時 点で支障は生じていない。
- ・発電用の燃料については1か月分以上の備蓄がある。発電用燃料 タンカーが接岸できなかった場合の対策について<u>も並行して準備</u> 中